

6. マレーシア

6.1. 地理的表示を保護する制度

マレーシアでは、地理的表示の保護制度として、①2000 年地理的表示法に基づく地理的表示保護制度と、②2019 年商標法に基づく団体商標/証明商標制度の二つが併存している。

マレーシアでは従来、地理的表示は詐称通用法、1976 年商標法、1999 年消費者保護法、1972 年取引表示法等の様々な法律が関わる形で保護されていたが、TRIPS 協定における地理的表示保護に係る義務履行のために、2000 年に地理的表示法が制定された。

また、2019 年 12 月にマドリッド協定議定書加盟に向けて 1976 年商標法を改正した新商標法が施行され、同法において、商品・サービスの原産地を指定するために団体商標/証明商標が利用可能とされた。

いずれも知的財産公社が管轄している。

表 31 マレーシアの地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・主な関連規則等	日本からの登録
地理的表示法に基づく保護	知的財産公社	 The logo features a circular design with a globe-like background. Inside, the outline of Malaysia is highlighted in red. The text "GEOGRAPHICAL INDICATIONS OF MALAYSIA" is written around the top half of the circle, and "GI MALAYSIA" is at the bottom.	地理的表示法 地理的表示規則 取引表示法	○ (保護を受けるために登録は必須ではない。)
商標法に基づく団体商標/証明商標の保護		なし	商標法	○

(1) 地理的表示法における地理的表示保護制度

地理的表示法は、地理的表示を「商品の品質、社会的評価またはその他の特性が本質的にその地理的起源により決定付けられる場合に、商品に対して特定の国または地域、あるいは特定の国・地域の属する圏域/地方の原産であるとの識別をもたらす表示」と定義し（法第 2 条）、地理的表示登録制度を規定している。

地理的表示法に基づき地理的表示の保護を受けるためには、登録は必須ではない。（法第 3 条）。ただし、地理的表示の登録は、地理的表示が有効に存続しており、保護に値するものであると示す推定的証拠になるとされており（法第 20 条）、その点で登録の有用性があると考えられている。

**表 32 地理的表示法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)**

- 2000 年地理的表示法 (Geographical Indications Act 2000) ¹³⁵
- 2001 年地理的表示規則 (Geographical Indications Regulations 2001) ¹³⁶
- 2011 年取引表示法 ("The Trade Descriptions Act 2011") ¹³⁷

(2) 商標法における団体商標/証明商標保護制度

マレーシアでは、2019 年 12 月 27 日に 1976 年商標法（旧商標法）を刷新する 2019 年商標法¹³⁸（新商標法）が施行した。新商標法では、旧商標法に基づく証明商標制度に加え、新たに団体商標制度が導入された。

新商標では一般に地理的名称を商標として登録できないが¹³⁹、団体商標に関する規則を定めた附則 1（第 3 条（1））及び証明商標に関する規則を定めた附則 2（第 2 条（1））により、団体商標/証明商標はその制限から除外されており、商品若しくはサービスの原産地を指定するために地理的表示から成る団体商標/証明商標を登録することが可能である。

**表 33 商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標に係る主な現行の法令・規則等
(2020 年 1 月現在)**

- 2019 年商標法 (Trademarks Bill 2019) ¹⁴⁰

地理的表示と商標の関係

新商標法に基づき、地理的表示から成る商標を団体商標/証明商標として登録することは可能であるが、団体商標/証明商標の使用が、地理的表示法の下で先に登録された地理的表示と同一若しくは類似しており、登録済みの地理的表示と同一の原産地を有するという理由で、公衆に混同を生じさせる恐れがある場合には、登録は拒否される（附則 1 第 3 条（e）、附則 2 第 2 条（e））。すなわち、先に地理的表示登録がされている場合、登録は拒否される。

また、地理的表示法は、「商標が善意により出願または登録された、あるいは商標権が善意の使用を通じて取得されたのが（a）本法の施行以前、または（b）地理的表示がその原産国で保護される以前である場合、本法は、そのような商標が地理的表示と同一または類似していることを理由として、商標の登録における登録可能性または有効性、若しくは商標の使用権を害するものではない」と規定しており、地理的表示法の施行以前に登録された商標については先使用が認められる。

¹³⁵ 原文 : <http://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2016/09/GEOGRAPHICAL-INDICATIONS-ACT-2000-ACT-602.pdf>
日本語訳 : 付属資料参照

¹³⁶ 原文 : <http://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2016/09/GEOGRAPHICAL-INDICATIONS-REGULATIONS-2001.pdf>
日本語訳 : <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/my/my068en.pdf>

¹³⁷ 原文 : https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/tradedescription2011_jp.pdf
日本語訳 : http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20191209_815_BI_WJW014XXX%20BI.pdf

¹³⁸ 原文 : <http://www.ngb.co.jp/files/pdf5e048516dd854.pdf>
¹³⁹ 地理的起源を指定する標識または表示のみで構成される商標、国名のみから成る商標及び認知された地理的表示が含まれているか、認知された地理的表示から成る商標は登録できないと規定されている（法第 23 条第 1 項（c）、第 4 項（a）（b））。

¹⁴⁰ 原文 : <https://www.ngb.co.jp/files/pdf5e048516dd854.pdf>

地理的表示法における地理的表示と、商標法における商標権に与えられる権利は異なり、区別することができる。地理的表示は特定の場所に由来する商品を識別するもので、地理的表示法では、登録された地理的表示の使用権について、「登録簿に記載された地理的領域で活動を行う生産者のみが、事業過程において登録された地理的表示を使用する権利を有するものとする」（法第 21 条）と規定されている。つまり、定められた基準に従って商品を生産する当該地域の生産者ならだれでも、当該地理的表示を使用する権利を有し、地理的表示の所有者に排他的使用権を与えない。一方、商標は、特定の製造業者・提供者に由来する商品や役務を識別するもので、登録商標の所有者には、排他的使用権が与えられる。

6.2. 登録の要件・手続・費用

各法に基づく地理的表示の登録要件の概要は下表のとおりである。

表 34 マレーシアの地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
地理的表示法	地理的表示登録	○ (登録は必須ではない)	生産者として活動している個人・団体・管轄当局・業界団体・協会	原産国での GI 登録必須	天然物、農産物、手工芸品及び工業製品	10 年 (更新可)
	団体商標	○	正式に登記された組織 (会社を除く)	-	商品・サービス	10 年 (更新可)
商標法	証明商標	○	証明する商品/サービスの提供に関わるビジネスを営んでいない	-		

6.2.1. 登録要件

(1) 地理的表示法における地理的表示保護制度

登録対象（法第 2 条、第 4 条）

天然物、農産物、手工芸品及び工業製品が登録の対象となる。

外国産品の場合は、原産国・地域において地理的表示が保護されており、廃止されていないことが必要である。

出願人の要件（法第 11 条）

出願人の要件については以下のとおり規定されている。

- (a) 出願書で指定された商品に関して、出願書で指定された地理的領域で生産者として活動を行っている個人、またはそのような個人の団体

- (b) 管轄当局
- (c) 業界団体若しくは協会

上記要件における「生産者」は次のように定義されている（法第 2 条）。

- (a) 農産物の生産者
- (b) 天然産物を利用する者
- (c) 手工芸品または工業製品の製造者
- (d) (a) (b) または (c) に記載されている商品のいずれかを扱う取引業者

また、「管轄当局」は「政府に代わり、または政府の認可により、政府の職分を実行する任意の政府または法定機関¹⁴¹」である（法第 2 条）。

品質特性（法第 2 条）

地理的表示の定義として、「ある商品の品質、社会的評価またはその他の特性が本質的にその地理的起源により決定付けられる」ことが必要である。

対象地域

地理的表示法では、対象地域の特定方法に関する特段の定めはない。

(2) 商標法における団体商標/証明商標保護制度

登録対象

対象は商品またはサービスで、種類に特段制限がない。

出願人の要件

団体商標、証明商標それぞれ以下の規定がある。

- 団体商標：団体（Association）とは、設立に関する法律に基づいて正式に登記された組織で、会社に関する法律によって法人化されておらず、法人化されたクラブ(Club)、労働組合(Trade Union)、協会 (Society) を含む（附則 1 第 1 条）。
- 証明商標：証明商標の所有者が、証明する商品/サービスの提供に関わるビジネスを営む場合、当該証明商標は登録されない（附則 2 第 2 条）。

品質特性

本質的にその地理的起源に由来する商品/サービスの品質、社会的評価またはその他の特性を有するこ

¹⁴¹ 例えば、政府によって設立された商品もしくは地域に関する消費者協会、マレーシア第一次産業省の下に設立された国策機関であるマレーシア・コショウ委員会（Malaysian Pepper Board）（地理的表示“Sarawak Pepper”を所有）、ベントン地区農業事務所（Pejabat Pertanian Daerah Bentong）（地理的表示“Bentong ginger”を所有）等がこれに当たる。

とが必要である。

対象地域

特段地域の指定方法等について規定はない。

6.2.2. 登録手続¹⁴²

(1) 地理的表示法における地理的表示保護制度

地理的表示法における登録申請は、知的財産公社の長官に宛てて行う。審査は方式審査のみで、実体審査は行われない。円滑に進んだ場合、申請から登録に要する期間は 8~12 カ月である。登録官は申請内容が方式要件を満たし、その地理的表示が公序良俗に反しないことを確認した後、その申請を官報に掲載することによって出願を公告する。2 カ月の異議申立期間を経て、登録官は地理的表示を登録し、出願者に所定の書式の登録証明書を発行する。地理的表示の登録期間は 10 年で、申請により更新可能である。

外国産品も登録の対象となるが、出願人がマレーシアで居住または事業を行っていない場合は、代理人を任命することとしている。代理人は、マレーシアに居住または定住しているか、マレーシアの法律に基づいて設立された企業であって、主にマレーシアで事業または業務を行っている必要がある。

申請には以下の情報が求められる。使用言語はマレー語若しくは英語で、これ以外の言語の場合には、認証付き翻訳文書を添付する必要がある。

- (a) 出願人の名前、住所、国籍、居住地、資格等
- (b) 代理人の詳細（代理人を立てる場合）
- (c) 登録を申請する地理的表示、地理的範囲及び商品を特定する情報（範囲を示す地図や図形を添付）
- (d) 地理的表示が使用される商品に関する、品質、評判、または他の特性についての詳細で、他の地理的領域の同種商品との識別性を示す情報
- (e) 原産地の証明
- (f) 当該原産地と、地理的表示が使用される商品の特定の品質、評判または他の特性の間の因果関係
- (g) その地理的領域における特定の生産工程に関する情報

地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは次頁図のとおりである。

¹⁴² 地理的表示規則を元に記載。

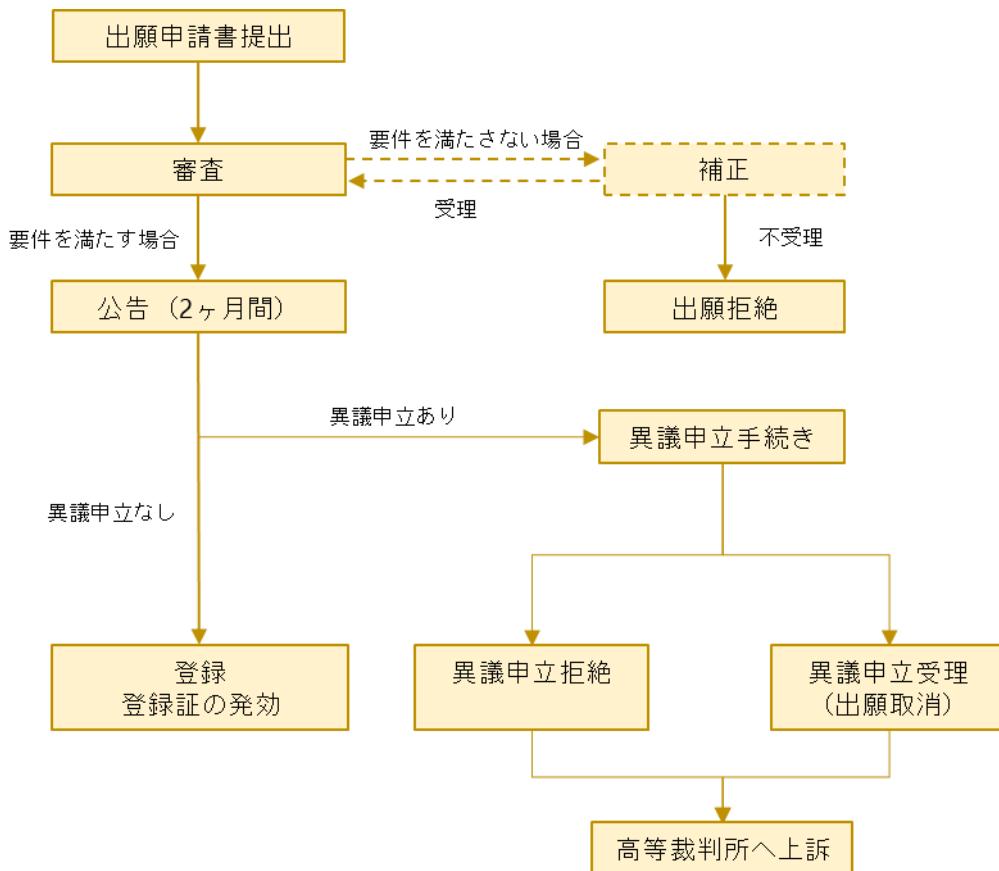


図 23 マレーシアの地理的表示法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

(2) 商標法における団体商標/証明商標保護制度¹⁴³

団体商標/証明商標の登録手続きは、通常の商標登録と同様である。出願手続きが円滑に進行した場合、申請から登録までに要する期間は約 12~18 カ月である¹⁴⁴。早期審査制度もある。出願が方式要件を満たしていると判断された場合、識別性や先行商標登録等に関する実態審査が行われる。公告期間 2 か月間を経て、商標登録証が発行される。商標権の存続期間は登録日から 10 年で、更新可能である。

出願に当たっては、以下の書類を知的財産公社に提出する。団体商標/証明商標に関しては、使用管理規則を届け出る必要がある（附則 1、附則 2）。電子出願も可能。

- (a) 出願申請書 (Form TMA2) 2 部
- (b) 商標見本 (10cm×10cm)
- (c) 所定の費用
- (d) 公証された宣誓書 (外国人の場合)

使用管理規則（以下を含む）：

- (a) 商品/サービスの原産である国、地域または地方

¹⁴³ 2020 年 1 月現在、新商標法に関する規則は未制定のため、本節は 2011 年施行の商標規則に基づく。

¹⁴⁴ <https://iclg.com/practice-areas/trade-marks-laws-and-regulations/malaysia>

- (b) 本質的にその地理的起源に由来する商品/サービスの品質、評判またはその他の特性
- (c) 原産国、地域または地方における、地理的表示の既存の保護または登録
- (d) 原産国、地域または地方における地理的表示の使用

団体商標/証明商標として地理的表示を登録する手続きの流れを下図に示す。

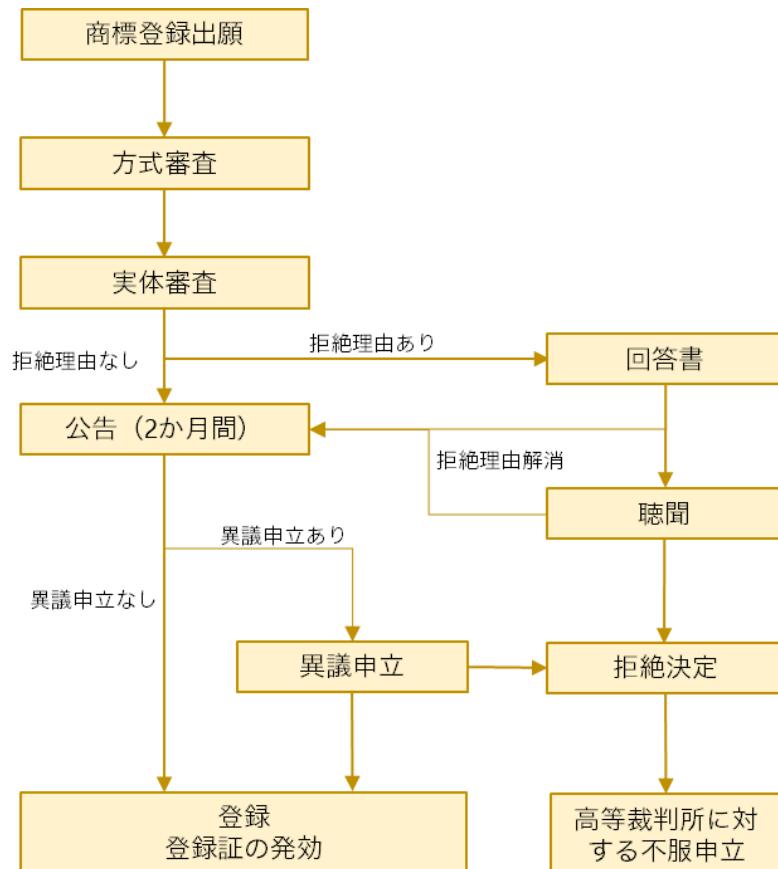


図 24 マレーシアの商標法に基づく団体商標/証明商標登録手続きの流れ

6.2.3. 登録費用

(1) 地理的表示法における地理的表示保護制度

地理的表示法における登録について、1社が参考として示した費用の例を以下に挙げる。

項目	代理人費用*	印紙代
出願（1件）	2,000 リンギット / 500 US\$	280 リンギット / 68 US\$
公告	800 リンギット / 200 US\$	450 リンギット / 110 US\$
登録証の確認・送付	500 リンギット / 123 US\$	-

注) *実費、付加価値税、翻訳費用を除く。

(2) 商標法における団体商標/証明商標保護制度

商標登録のための一般的なオフィス費用は下表のとおりである。

項目	印紙代
事前相談	250 リンギット / 63 US\$
出願（1件）	950-1,100 リンギット* / 238-275 US\$
使用管理規則の届出 (団体商標／証明商標)	300 リンギット / 75 US\$
早期審査申請	1,000 リンギット / 250 US\$

注) *事前承認リストに記載のある区分の商品/サービスについては 950 リンギット、記載のない場合は 1,100 リンギット。

6.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

各法に基づく地理的表示の不正使用について、主に以下のような救済手段がある。

地理的表示法においては、不正使用に対する行政上の救済手段について特段の規定がないが、2011 年取引表示法に基づき、国内取引・消費者委員会に対して侵害を訴えることが可能と考えられる。また、2019 年に施行された新商標法においては、商標の偽造等に対する刑事罰に関する規定が新たに設けられ、団体商標/証明商標の侵害行為に対しては、刑事処罰が科される可能性がある。

また、地理的表示法及び商標法いずれにおいても侵害行為に対して訴訟を提起することが可能である。マレーシアにおける知的財産権の侵害訴訟は通常、高等裁判所が管轄している。

表 35 マレーシアの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の対応機関	行政的保護の内容	司法的保護の対応機関	司法的保護の内容
地理的表示法	・ 地理的原産地について公衆を誤認させるおそれがある	国内取引・消費者省	取引表示法に基づく強制捜査、侵害品の押収、刑事処罰	高等裁判所	・ 差止め ・ 損害賠償
	・ 地理的表示の使用 ・ ぶどう酒・蒸留酒について「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴って地理的表示を使用する行為など				
商標法	・ 同一・類似の商標を同一・類似の商品に使用	国内取引・消費者省	刑事処罰	高等裁判所	・ 損害賠償 ・ 逸失利益の補償
	・ 商標の偽造など				

6.3.1. 不正使用の救済手段

(1) 地理的表示法に基づく保護制度

侵害行為の定義

地理的表示法では、以下の行為が、地理的表示の不正使用とみなされる（法第 5 条）。

- (a) 商品の地理的原産地に関し、かかる商品が正しい原産地以外の地理的場所を原産としていると公衆を誤認させるおそれがある方法によって表示または示唆するような、任意の事業過程における商品の呼称または提示での使用
- (b) 事業過程における、パリ条約第 10 条 2 の意味における不正な競争行為に該当する使用
- (c) 事業過程における、商品の原産地としての国、地域、圏域若しくは地方という点においては文言として正しいものでありながらも公衆に対し異なる国、地域、圏域若しくは地方の原産品であると偽って見せかけるような地理的表示の使用
- (d) 事業過程における、ぶどう酒または蒸留酒の正しい原産地が表示されている、または地理的表示が翻訳された形で使用されている、あるいは「種類」「型」「様式」「模倣品」等の表現を伴っているとしても、ぶどう酒の識別に使われる地理的表示のその地理的表示により示される場所の原産ではないぶどう酒への使用、または、蒸留酒の識別に使われる地理的表示のその地理的表示により示される場所の原産ではない蒸留酒への使用

行政上の救済手段

地理的表示法及び地理的表示規則には、行政上の救済手段は特段規定されていない。

ただし、商標権侵害に対する法の執行について規定した 2011 年取引表示法に基づき、侵害を国内取引・消費者省に訴えることが可能と考えられる。国内取引・消費者省は、模倣品の取り締まりや虚偽取引表示の監視を行う機能を有しており、権利者からの申し立てに基づき、あるいは主体的措置として強制捜査、侵害品の押収、刑事的処罰（罰金の支払い）の実行を担う¹⁴⁵。

国内取引・消費者省には以下の代表ホットラインの他、各地方の事業所にもホットラインが設けられている。

国内取引・消費者省 ホットライン

代表電話：1-800-886-800

各事業所の連絡先については <https://www.kpdnhep.gov.my/en/hubungi-kami/hotline> 参照

国内取引・消費者省に訴えを起こした場合、刑罰の決定に係る所要時間はケースバイケースであるが、

¹⁴⁵ JETRO 2013 「模倣品対策マニュアル マレーシア編」 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/2012_man.pdf

捜査から 12 ヶ月以上かかる場合もある。手続きのフローは以下のとおり。

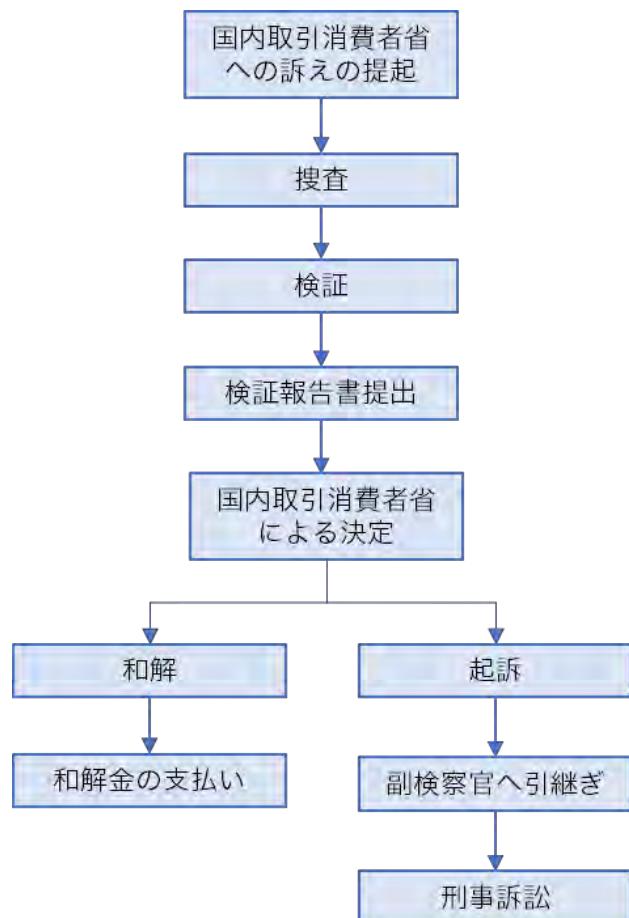


図 25 マレーシアの取引表示法に基づく救済手続きの流れ

司法上の救済手段

民事

地理的表示法では、利害関係者であればだれでも、地理的表示の不正使用に対し、差止め、損害賠償、その他の適切な法的救済措置を求めて裁判所に民事訴訟を提起することができる（法第 5 条）。民事訴訟は高等裁判所に対して提起する。

刑事

また、地理的表示法には規定されてないが、マレーシアにおける地理的表示の不正使用に対しては、2011 年取引表示法に基づいて刑事訴訟を起こすことが可能と考えられる。侵害を行ったものは以下の罰金に処される場合がある（取引表示法第 5 条）。

- (a) 法人の場合、5 万リンギット以下の罰金。再犯・累犯の場合は、50 万リンギット以下の罰金
- (b) 法人でない場合、10 万リンギット以下の罰金若しくは 3 年以下の禁錮またはその両方。再犯・累犯の場合は、25 万リンギット以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮またはその両方。

(2) 商標法における登録商標の侵害提起

侵害行為の定義

商標法では、以下の行為が商標権を侵害したとみなされる（法第 54 条）。

- ① 取引の過程において、権利者の同意なしに、登録されたものと同一の商品/サービスに関して、同一の標章を使用する行為
- ② 取引の過程において、権利者の同意なしに、登録されたものと類似の商品/サービスに関して、同一の標章を使用する行為であって、消費者を誤認させるおそれがある場合
- ③ 取引の過程において、権利者の同意なしに、登録されたものと同一または類似の商品/サービスに関して、類似の標章を使用する行為であって、消費者を誤認させるおそれがある場合

行政上の救済手段

商標法に基づく団体商標/証明商標についても、行政上の救済手段は特段規定されていない。ただし、上述のとおり、国内取引・消費者省が模倣品の取り締まりや虚偽取引表示の監視を行っている。

司法上の救済手段

民事

登録商標に対して侵害があった場合、権利者は裁判所に対して訴えを起こすことができる（法第 56 条）。商標侵害に対する救済としては、1976 年の旧商標法では、損害賠償か逸失利益の補償のいずれかしか与えられていなかったが、新商標法では、裁判所は損害賠償に加えて、逸失利益の補償も命じることができるようになっている。

刑事

また、新商標法では刑事罰に関する新たな規定が設けられた（法第 15 章）。これにより、権利者の同意なく、真の登録商標を欺くまたは改ざんすることを目的として、登録商標と同一または類似の商標を偽造した場合には、100 万リンギット以下の罰金または 5 年以下の懲役、またはその両方を科される場合がある（法第 99 条）。この他にも、登録商標の不適切な使用、偽造商標を適用するための商品の製造・保持、偽造商品の輸入等についても罰金・懲役等の罰則規定が設けられている。

6.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

地理的表示の不正使用及び刑事手続きに係る代理人費用について、以下に例を挙げる。

項目	代理人費用 (リヤ・ット)	代理人費用 (US \$)
訴状及び陳述書の提出、弁論のとりまとめ	20,000-25,000	4,900-6,100
審理前書類のとりまとめ (弁論まとめ、合意事実陳述書等)	45,000-50,000	11,000-12,000
面接及び証拠の陳述書作成・交換	25,000-30,000	6,100-7,400
陳述書の精査、反対尋問準備、審理	30,000	7,400
審理手続きに係る謄本の精査 (外部専門家による)	2,500	610
裁判所への謄本提出、書類提出、口頭説明のための裁判所出席	50,000	12,300
賠償額に関する書類提出準備、口頭説明のための裁判所出席	10,000-15,000	2,500-3,700
決定を聞くための裁判所出席	2,000	500

和解のための交渉に係る代理人費用は 15,000 リヤ・ット程度であるが、和解が成立するまでに要する期間等によって異なる。

また、取引表示法に基づき国内取引・消費者省に対し訴えを提起する場合の代理人費用の一例を以下に上げる。

項目	代理人費用 (リヤ・ット)	代理人費用 (US \$)
国内取引・消費者省への訴えの提起 検査準備・同行・報告書	1,350/1 か所	330/1 か所
物証の検証準備、検証出席、検証報告書準備・提出	800/件	200/件

6.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

マレーシアはこれまで 7 つの二国間自由貿易協定及び 6 つの多国間自由貿易協定を締結している。この中で、地理的表示に関する規定を設けているのは以下の 3 つである。

(1) マレーシア・チリ自由貿易協定

マレーシアは 2010 年 11 月、3 年間の交渉期間を経てチリ政府と「マレーシア・チリ自由貿易協定

(MCFTA)¹⁴⁶」に署名し、同協定は 2012 年 2 月に発効した。交渉の中でチリ政府はピスコ (Pisco)¹⁴⁷を地理的表示として保護することを要求し、協定 3.13 条はマレーシアに対し、その国内法に則って、ペルーの地理的表示であるピスコ (Pisco) を認める権利を害することなしに、チリの地理的表示ピスコを認めることを要求している。

(2) ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド 自由貿易協定

2004 年 11 月 30 日にラオスで開催された ASEAN・オーストラリア・ニュージーランドサミットにおいて、各国は包括的な「ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)¹⁴⁸」を締結することに合意し、この協定は、2010 年 1 月 1 日に発効した。

同協定は「第 13 章知的財産」の第 7 条において、商標権に対して高い品質の保護を確保することを締約国に対して要求し、同時に地理的表示は商標制度を通じて保護できることを定めている。第 7 条はまた、地理的表示より前に登録された商標について、国内法及び TRIPS 協定に従って保護することを要求している。

(3) 環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP)

マレーシアは、地理的表示保護の規定のある環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP)¹⁴⁹に署名し、批准している。CPTPP は、地理的表示を商標、独自の制度またはその他の法的手段によって保護できることを認め (第 18.30 条)、第三者による地理的表示の保護・認証に対する異議申立てを含む包括的な地理的表示の枠組みを提供している (CPTPP 第 18.32 条)。

6.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

6.5.1. 登録の状況

2020 年 2 月 3 日現在、マレーシアでは 86 產品が地理的表示登録されている。外国の產品としては、Scotch Whiskey (蒸留酒、イギリス)、Pisco (蒸留酒、ペルー)、Parmigiano Reggiano(チーズ、イタリア)、Cognac (蒸留酒、フランス)、Champagne (ぶどう酒、フランス)、Barolo (ぶどう酒、イタリア)、Tequila (蒸留酒、メキシコ) が登録されている。なお、マレーシアにおける地理的表示の登録申請件数は、登録が始まってから 2019 年 6 月までの合計で国產品が 115 件、外国產品が 11 件で、3 割程度は登録が却下されている。

¹⁴⁶ 協定本文 : <https://fta.miti.gov.my/miti-fta/resources/Malaysia-Chile/MCFTA.pdf>

¹⁴⁷ 葡萄酒を原料とした蒸留酒

¹⁴⁸ 協定本文 : <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/asean-australia-new-zealand-free-trade-agreement-aanzfta/aanzfta-text/>

¹⁴⁹ 協定本文 : <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/cptpp/comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnership-text-and-resources>

協定日本語訳 : https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_yakubun.html

一方、証明商標については 363 件が登録されているが、団体商標についてはまだ登録実績はない。¹⁵⁰

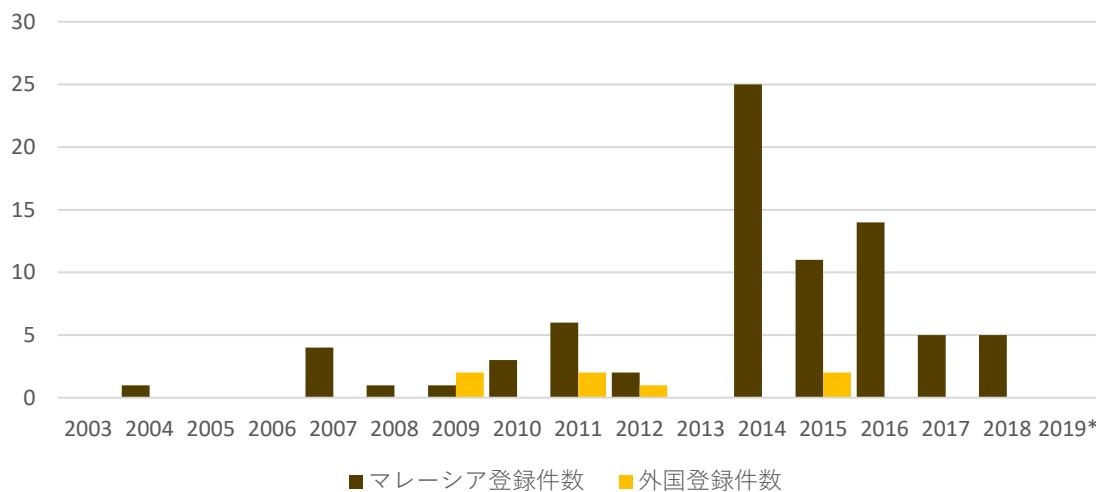


図 26 マレーシアの地理的表示登録件数の推移（マレーシア・外国団体別）

出所) マレーシア知的財産公社

注) *2019 年は 6 月まで

6.5.2. 紛争事例

マレーシアにおける著名な紛争事例としては以下が挙げられる。

スイスチョコレート¹⁵¹

スイスのチョコレート生産協同組合及びそのメンバーであるスイスのチョコレート製造業者（原告）は、2005 年、マレーシアのチョコレート生産会社（Maestro Swiss）（被告）が、その商品に「Maestro SWISS」というブランド名をつけて販売したことに対し、同社のチョコレートがスイスで生産されているかのように消費者を誤認させるおそれがあるなどとして、詐称通用に基づいて訴訟を提起した。原告はまた、被告による同ブランドの利用は、地理的表示は商標として使用できないとする地理的表示法にも違反していると訴えた。高等裁判所での判決では、「Maestro SWISS」というブランド名は、同商品に使用されるチョコレートがスイスを原産とすることを示しているとは言えないとして、原告の訴えを退けた。

これに対し、チョコレート生産協同組合は上訴し、2016 年 3 月、連邦裁判所は「Maestro SWISS」という文字は同商品がスイスで生産されていると公衆を誤認させるおそれがあるとして、詐称通用を認めて原告の請求を認める判決を下した。

¹⁵⁰ マレーシア知的財産公社ウェブサイト商標検索に基づく（2020 年 2 月 20 日時点）

¹⁵¹ Tay Pek San 2017 “Legal Protection of Geographical Indications as a Means to Foster Social and Economic Development in Malaysia” JETRO 2017 「アセアン主要国における日本の地名等の商標登録実態調査（2016 年改訂版）」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_2.pdf

6.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、マレーシアにおける商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 1 団体、地理的表示の出願準備中が 1 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、マレーシアで不正利用を確認したケースは報告されなかった。

(2) 商標登録状況の確認結果

商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している产品について、マレーシアにおいて権利者または関連団体等による商標登録が確認できたのは 1 产品である。権利者以外による類似の商標登録としては、マレーシア企業による「Kobe Beef」の 29 類での申請が審査中となっている。

表 36 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（マレーシア）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2020 年 1 月 8 日現在）	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有 (マレーシア)	不正使用	地理的表示権利者等による出願	その他の個人/企業等による出願
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会			Kobe Beef 神戸ビーフ KOBE BEEF としてマレーシア企業が 29 類で出願、審査中	
13	市田柿(いちだがき)	みなみ信州農業協同組合	地理的表示登録申請中			

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：ASEAN 商標検索 <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>

マレーシア知的財産公社ウェブサイト 商標検索 <https://iponline2u.myipo.gov.my/myipo/www/>